



市老連だより 13

平成30年12月17日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

消費税増税対応で基準費用額引き上げへ 介護給付費分科会

時下、ますます、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は12月12日の社会保障審議会・介護給付費分科会に、2019年10月の消費税率引き上げに伴う対応で、介護保険施設利用時の「基準費用額」（食費・居住費）について、消費税率引き上げによる影響分を上乗せすることを提案しました。低所得者を対象にした負担限度額は、消費税率引き上げに直接連動するものではないため、現行のまま据え置く考えです。福祉用具貸与の上限額については、税率引き上げ分の引き上げを行う案を提示しました。

介護報酬本体と区分支給限度基準額についてはこれまでの議論で、▽増税相当分を基本単位数に上乗せすることを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算にも上乗せする▽消費税率引き上げによる影響分について区分支給限度基準額の引き上げを行う一方向が大筋で了承されています。

詳細資料については、下記URLにアップされています。あわせてご覧ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00011.html

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612